東みよし町交通・運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、燃油の価格上昇が交通・運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な交通・運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、町内で交通・運送事業を営む中小企業者等に対し、東みよし町交通・運送事業者支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　貨物自動車運送事業　貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。

(2)　旅客自動車運送事業　道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。

(3)　自動車運転代行業　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。

(4)　自動車教習所　道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

(5)　交通・運送事業　前各号のいずれかの事業をいう。

(6)　交通・運送事業者　交通・運送事業を営む法人又は個人事業者をいう。

(7)　被けん引自動車　道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。

(交付対象者)

第3条　支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、交通・運送事業に必要な許可、認定等を全て有する交通・運送事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　町の区域内に本社又は支社、営業所等を有する交通・運送事業者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに町内事業者

(2)　令和7年4月以前から交通・運送事業を実施しており、申請日において交通・運送事業を継続する意思のある者

(3)　次条に規定する交付対象車両を有する者

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2)　暴力団員が役員となっている者

(3)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4)　前3号に掲げる者のほか、町長が不適当と判断する者

(交付対象車両)

第4条　支援金の交付対象となる車両(以下「交付対象車両」という。)は、令和7年11月1日現在において、交付対象者が交通・運送事業の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両(2輪を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　自動車検査証において使用の本拠の位置が東みよし町内である登録車両

(2)　次に掲げる交付対象者が営む交通・運送事業の区分に応じ、それぞれに定める車両

ア　貨物自動車運送事業　貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号、第35条第2項第3号及び第36条第1項に規定する事業用自動車(自動車検査証において種別が特殊であるもの並びに被けん引自動車及び2輪自動車を除く。)

イ　旅客自動車運送事業　道路運送法第5条第1項第3号及び第43条第2項第2号に規定する事業用自動車

ウ　自動車運転代行業　運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車

エ　自動車教習所　助手席にて操作できる補助ブレーキを有する路上試験、教習等の用に供する自動車

(支援金の額)

第5条　支援金の交付額は、別表の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に掲げる額とする。

(交付の申請)

第6条　支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東みよし町交通・運送事業者支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる交通・運送事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　貨物自動車運送事業及び旅客自動車運送事業を営む交通・運送事業者　次に定める書類

ア　貨物自動車運送事業法又は道路運送法に基づく許可を受けた交通・運送事業者であることが確認できる書類の写し

イ　交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び車両の写真

(2)　自動車運転代行業を営む交通・運送事業者　次に定める書類

ア　自動車運転代行業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し

イ　交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び車両の写真

(3)　自動車教習所を営む交通・運送事業者　次に定める書類

ア　道路交通法に基づく指定自動車教習所の指定を受けた自動車教習所であることが確認できる書類の写し

イ　交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び車両の写真

(4)　法人である交通・運送事業者　履歴事項全部証明書の写し

(5)　個人事業者である交通・運送事業者　直近の確定申告書類の控え等の写し

(6)　全ての交通・運送事業者　誓約書(様式第2号)

2　申請期限は、令和8年2月16日とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条　町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、東みよし町交通・運送事業者支援金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条　申請者は、前条の規定による支援金の交付決定を受けたときは、速やかに東みよし町交通・運送事業者支援金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付等に関する周知等)

第9条　町長は、この事業の実施に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の概要について、広報その他の方法により交通・運送事業者へ周知するものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第10条　前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から第6条第2項の申請期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(支援金の返還)

第11条　町長は、支援金の交付を受けた後に第3条第1項各号に規定する交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付した支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条　支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2　この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第5条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
交通・運送事業者の区分	交付対象車両の区分	支援金の額
貨物自動車運送事業	車両総重量が7,500キログラム以上のもの、最大積載量が4,500キログラム以上のもの又は乗車定員が11人以上の車両。ただし、事業用自動車の種別が霊きゅう自動車であるものを除く。	1台につき10万円
	車両総重量が7,500キログラム未満のもの、最大積載量が4,500キログラム未満のもの又は乗車定員が11人未満の車両。ただし、事業用自動車の種別が霊きゅう自動車であるものを除く。	1台につき5万円
	事業用自動車の種別が霊きゅう自動車である車両	1台につき3万円
旅客自動車運送事業	車両総重量が7,500キログラム以上のもの、最大積載量が4,500キログラム以上のもの又は乗車定員が11人以上の車両	1台につき10万円
	車両総重量が7,500キログラム未満のもの、最大積載	1台につき5万円

	量が4,500キログラム未満のもの又は乗車定員が11人未満の車両	
自動車運転代行業	随伴用自動車である車両	1台につき3万円
自動車教習所	路上試験、教習等の用に供する自動車である車両	1台につき3万円